

水俣市児童館（水俣市こどもセンター）指定管理者募集要項

公の施設の管理については、地方自治法の一部改正により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に指定管理者制度が創設されました。

水俣市では、公の施設である水俣市児童館の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、水俣市児童館設置条例（令和5年水俣市条例第21号）第11条（指定管理者による管理）及び水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年水俣市条例第28号）第3条の規定に基づき、水俣市児童館（水俣市こどもセンター）の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

（1）名 称

水俣市児童館（水俣市こどもセンター）

（2）所在地

水俣市陣内2丁目16番17号

（3）施設の設置目的、役割等

児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設であり、児童の健全育成、乳幼児支援・子育て家庭への支援及び地域交流機能等の役割があります。

（4）施設の沿革

昭和57年5月 水俣市立さわやか保育園として開所

平成17年3月 同保育園閉所

平成17年5月 同保育園跡を水俣市児童館（水俣市こどもセンター）として開設。児童館事業及び子育て支援センター（現地域子育て支援拠点）事業実施

平成30年3月 児童館機能に地域交流・多世代交流拠点機能を追加するため、施設の一部を改修し、多世代交流室（現遊戯室・集会室・厨房）を整備。（工事平成29年度）

（5）施設内容、規模等

別添 施設の概要書・建物平面図のとおり。

（6）現在の管理運営体制

指定管理者（社会福祉法人 光明童園）

（7）施設の利用実績

別添 施設の概要書のとおり

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

市が担うべき業務をスリム化し、民間事業者の能力の活用により、利用者へのサ

ービス拡大及び効率的な管理運営を図ります。

水俣市児童館設置条例等の関係規定に基づき、施設の管理を行います。

運営については、児童厚生施設及び地域子育て支援拠点として、児童福祉法等に規定される必要人員及び専門職等を配置し、その専門的知識や民間事業者として蓄積したノウハウを活かした企画・アイデアによる事業を実施します。

また、令和6年度創設の「こども家庭センター」の地域の子育て相談機関として、子育て世帯の相談窓口となり、水俣市等関係機関との連携を密にとり、子育て支援・児童支援の役割を担います。

併せて、多世代及び地域交流等を通じて地域の誰もが集いやすい環境づくりを推進します。

なお、指定管理者は、関係機関及び地域住民と緊密に連携しつつ、施設の適正な管理・運営を行う事業所等を、公募により選定します。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休館日 日曜日、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日まで

(2) 開館時間 午前10時から午後5時まで

※指定管理者は、市長の承諾を得て、休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

(3) 法令遵守等

管理運営を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。

なお、管理維持の基準に関する細目事項は、協議の上、協定で定めます。

- ① 児童福祉法、同施行令、同施行規則
- ② 児童館の設置運営要綱及び児童館ガイドライン等児童館に関する法令
- ③ 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ④ 水俣市児童館設置条例、同施行規則
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業実施要綱
- ⑥ 次世代育成支援対策推進法、同施行令、同施行規則
- ⑦ 身体障害者福祉法、同施行令、同施行規則
- ⑧ 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
- ⑨ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ⑩ ビル管理法、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑪ その他

ア 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。

イ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、水俣市行政手続条例第2章の規定を遵守すること。

ウ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。

エ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

オ 防災・防犯のための対策を講じ、利用者の安全確保を図ること。

(4) 施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

4 指定管理者の業務等

(1) 乳幼児支援及び保護者支援に関する事業の実施に関する業務（地域子育て支援拠点事業業務）

(2) 児童に遊びの施設の提供等を行い、健全な遊びを通じて健康を増進し情操を豊かにする事業の実施に関する業務

(3) 児童と地域及び多世代交流促進に関する事業の実施に関する業務

(4) 水俣市こどもセンターの占用使用許可及び利用者名簿管理に関する業務

(5) 水俣市こどもセンターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(6) その他、指定管理者が水俣市こどもセンターの管理上必要と認める業務

※業務の詳細は、当該仕様書に記載のとおり

5 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

水俣市児童館の管理に要する経費は、市から支払う委託料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に市が支払う委託料の額は、次に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めます。

なお、市からの委託料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。

基準価格 51,964千円（消費税及び地方消費税を含む。）

＜令和9年度：16,799千円＞

＜令和10年度：17,363千円＞

＜令和11年度：17,802千円＞

※基準価格を超える提案があった場合には、書類審査で失格となりますので、ご注意ください。

7 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、社会福祉法人又は次に掲げる全ての要件を満たす者。
 - ア 運営するために必要な経済的基礎があること。
 - イ 社会的信望を有すること。
 - ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。
 - エ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 水俣市内に事業所を有すること。
- (4) 水俣市から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 消費税の適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体であること。

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を水俣市に提出していただきます。

なお、水俣市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成17年水俣市規則第16号）別記様式1）
- (2) 水俣市児童館指定管理者事業計画書（事業計画書）（別記様式2）及び収支予算書（別記様式3）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の

業務の内容を明らかにする書類

- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 市税の滞納のない証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年11月2日（月）から令和8年12月18日（金）まで
- (2) 受付方法 質問内容について具体的に記入の上、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。質問の受付期間締切日以降及び電話や口頭等での質問は受け付けません。

10 現地見学会の実施

現地見学会を、次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を事前に連絡してください。

なお、現地見学会への出席人数は、1申請者につき3人までとします。

- (1) 開催日時 令和8年11月12日（木） 午後2時から1時間程度
- (2) 開催場所 水俣市児童館（こどもセンター）遊戯室

11 申請書の提出先及び提出期間

- (1) 提出先 水俣市福祉環境部こども子育て課こども家庭支援室
〒867-8555 水俣市陣内1-1-1
電話 0966-61-1667
FAX 0996-63-9044
- (2) 提出期限 令和8年12月18日（金）午後5時必着。
※郵送の場合、書留郵便により提出期限まで必着のこと。
※電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

12 選定方法

- (1) 指定管理候補者選定委員会において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。
 - ① 施設の管理運営 （50）
 - ア 施設の設置目的に即した運営方針
 - イ 安定的な運営・事業実施が可能となる人的要件
 - ウ 施設の維持管理体制

- エ 利用者の安全対策及び危機管理体制の構築
 - オ 個人情報保護、苦情対応及び苦情処理体制の構築
 - ② 施設の効用を最大限に発揮するための取組 (80)
 - ア 乳幼児及び児童の健全育成を図る取組
 - イ 相談体制及び関係機関との連携構築
 - ウ 地域交流に係る取組
 - エ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ③ 管理を安定して行う人的、財政的基礎及び経費縮減 (70)
 - ア 収支計画の内容
 - イ 安定的な運営が可能となる経理的基礎
 - ウ 提案価格
 - エ 独自ノウハウを活用した経費縮減対策
- ※ () 内は配点

W

1 3 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

1 4 無効又は失格

本要項中に記載している他、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

1 5 選定委員会

令和9年1月14日(木)午後2時からの実施を予定しています。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

正式な日時、場所については後日連絡します。

1 6 選定結果等の通知及び公表

応募状況について、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、ホームページ上で公表します。

1 7 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は令和9年第1回水俣市議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は令和9年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

1 8 施設利用者等への満足度調査の実施

施設利用者等の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者等への意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告していただきます。

1 9 モニタリング

(1) 事業実施状況の確認

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確認するため、監視・評価を実施します。

① 定期報告

月例業務報告書及び年次事業報告書を作成し、提出していただきます。

② 状況確認

市は、指定管理業務の実施状況について、確認及び評価を行います。

(2) 改善の指示

指定管理者による管理運営状況が事業計画や協定の内容に適合しないと判断した場合、市は改善措置等の指示を行います。さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

2 0 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は市役所内及び選定委員会での検討に限ります。）
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

2 1 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「7 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「7 参加資格」に掲げる要件を欠く

こととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消す、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(3) その他本要項に定めがない事項については、市が指示します。

2.2 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式1）
- (2) 水俣市児童館指定管理者事業計画書（別記様式2）
- (3) 水俣市児童館管理業務の収支予算書（別記様式3）
- (4) 水俣市児童館（こどもセンター）指定管理者仕様書
- (5) 施設概要書
- (6) 建物平面図
- (7) 施設維持管理業務項目
- (8) リスク分担表

【問い合わせ先】

水俣市福祉環境部こども子育て課

こども家庭支援室

担当：濱田、中村

電話：0966-61-1667

FAX：0966-63-9044

E-Mail：kokasen@city.minamata.lg.jp